

会議名 財務常任委員会

日時 令和4年6月9日(木) 午前10時～午前11時12分

場所 第2・第3委員会室

出席議員(14名) 委員長 水野忠三 副委員長 鬼頭博和 委員 梅村 均
委員 片岡健一郎 委員 谷平敬子 委員 大野慎治
委員 黒川 武 委員 宮川 隆 委員 須藤智子
委員 井上真砂美 委員 関戸郁文 委員 堀 巖
委員 木村冬樹 委員 梶谷規子

欠席議員 なし

説明員 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 長谷川忍、総務部専門監 奥井博昭
協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 夫馬拓也、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、同主幹 井手上豊彦、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所所長 原咲子、同専門員 城谷睦、同統括主査 小川薫、同統括主査 岡崎清美、環境保全課長 隅田昌輝、同統括主査 黒田かおり、維持管理課長 田中伸行、同主幹 吉田ゆたか、学校教育課長 近藤玲子、同主幹 酒井寿

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第46号	令和4年度岩倉市一般会計補正予算(第4号)	全員賛成 原案可決

財務常任委員会（令和4年6月9日）

◎委員長（水野忠三君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案1件であります。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆様、改めましておはようございます。

今回、補正予算1件の審議をお願いするということでございます。

市民生活に直結する予算、そして当初予算では計上できませんでしたが、事務上必要となる予算についてお願いをしていくものでございます。

グループ長以上出席しておりますので、丁寧かつ簡潔な答弁に努めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

議案第46号「令和4年度岩倉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、款2総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） 財産管理費の本庁公用車管理事業についてお聞きしたいと思っております。

今回、アルコール検知器を25台購入するという内容となっております。この25台はどのように配置されるのでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 今回、購入を予定しておりますアルコール検知器は、携帯型、いわゆる持ち運びができる検知器を購入する予定をしております。

携帯型のアルコール検知器というのは、購入後1年間、もしくは1,000回使用というのが、大体そういった基準が多くなっているところです。それを基に、岩倉市全体の公用車の使用回数を見込みまして、使用回数から算出したのが25台、この半年間で必要だというふうに算出したものになります。それを岩倉市役所本庁舎、あと消防署、あと清掃事務所とかいった出先というんですかね、そういった機関のほうに割り振っていくというふうに考えております。

◎委員（宮川 隆君） それは部署ごとに置くということなんですか。
それとも車単位なんですか。

◎行政課長（佐野 剛君） いわゆる事業所単位ということになりまして、市役所、消防署、清掃事務所、上下水道課、上下水道は特別会計というのと、あと保健センターとか、そういった事業所単位になっております。

◎委員（宮川 隆君） 私が所属している部署にも多分同様なものが置かれていると思います。

ちなみに、それぞれの出勤点呼のときにアルコールチェックをすると。そこで、その所管する当日の責任者が目視で確認すると同時に、オンラインでつながって管理部署でも同等の記録が残るようなそういうシステムになっています。

管理上、出先で責任者が目視して確認ができれば、それはそれで、それ以上特別なことはないと思うんですけども、そういうふうに一括管理ということが今回はされるのでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 今回は、安全運転管理者が目視等で確認することになっております。

庁舎の場合は行政課長、消防の場合は総務課長だとか、もう指定がされておりますので、その者の下で検査をやっていくということになりますので、例えば行政課が一括で把握するということは行いません。

◎委員（宮川 隆君） 先ほど言ったように、多分私が職場で使用しているものと同等なものだというふうに思います。

よくあるのが、マウスウォッシュで反応すると、結構刺激的なんで、結構そういうのでも反応するし、一昨日はあんパン食べたすぐ後に、あれとかは日本酒かなんかが入っているみたいで、それでも反応するという結構敏感なものです。管理上、管理者がちゃんと立ち会ってということなんですかけれども、その運用はどのように規定されて運用されていくのでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 安全運転管理者の目の前で、現在は目視で声を聞いたり顔色見たりというところで判断をしておりますけれども、10月からはそれに加えて、検知器ごとに併せて行っていきますので、例えばそこで酒気帯び等の数値が出れば、少し時間を置くとか、違う者が乗るとか、そういった運用になってくることになります。

◎委員（黒川 武君） もう少し詳しく、ちょっと説明願いたいというのは、今回のこの措置というのは、昨年11月に道路交通法施行規則が改正されたことを受けて、本年4月から運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し酒気帯びの有無について運転者の状態を目視等で確認することとい

うのは4月から始まっておるんですね。先ほども管理者の面前で行うといったふうな説明があったんですが、10月からはアルコール検知器を用いての確認という形になるんですが、この検知器をどのように用いるのか。いつどこでどのように行って、誰が確認し、そのデータ記録はどうしていくのかという一連の流れをちょっと説明願えませんか。

◎行政課長（佐野 剛君） 先ほどと少し重複しますが、職員が公用車に乗る前に安全運転管理者など、前提は本庁であれば行政課長の前で、どこでというのは今3階に行政課がありますので、私の横、今も私の席の横でやっておりますけれども、そこに検知器を置いて確認をしていくと。記録については、1年間保存ということになっておりますので、それを実施していくということでございます。

記録につきましては、確認したもの、あと運転したもの、そして酒気帯びの有無、あとどのような指示をしたかと、そういったことを記録していく用紙になっております。

◎委員（大野慎治君） 1点確認させていただきたいと思います。

酒気帯びがもし確認されてしまったとき、その状態で仕事をしていていいのかという素朴な疑問が発生するんですけど、もし確認されてしまうとき、そのまま執務をさせるのかさせないのかという、その方針というのは、方向性というのは、どうなんでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、再開します。

◎総務部長（中村定秋君） 当然、いわゆる酩酊状態というような状態では、多分目視でも分かりますし、こういった数値にも表れますので、その状態で職務を遂行するというのはなかなか難しいと思いますけれども、例えば前のお酒がちょこっと残っていて、数値が出ているというような場合に、そこで直ちに職務をさせないということにはならないのかなと思いますので、そこはケース・バイ・ケースというか、状況に応じた判断をしていきたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの具体的な運用について説明がありましたけど、ちょっとやっぱり分からない点、もう少し確認させてください。

行政課長が安全管理者が、全ての各部署のチェック、運転する人のチェックをするというわけにはならないというふうに、通常。ただ、そこら辺を運用上どういうふうにしていくのかというところはどのようにお考えなんでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 安全運転管理者は、今本庁である行政課長になっておりますけれども、副安全管理者という者を置く義務になっておりまして、現在は行政課の行政グループ長が指定をされております。例えば、行政課長がいない場合は、行政グループ長がその代わりを担うということになっております。あわせて、それを補助する者ということで、行政課の職員がその代わりの担うというような運用を現在もしております。

◎委員（堀 巖君） となると、ほかのいろいろな部署があつて、その職員が今から車を運転したいといったときに、一々行政課まで行って、グループ長なり課長なりのところに行って、目視をお願いするというのを今でもやっているということなんでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 今も安全運転管理者の面前で確認をするということが今回の義務化ですので、そのようにやっております。

◎委員（堀 巖君） 非常に非効率なやり方だというふうに思いますけれども、あと前後という後の意味合いというのを教えてください。車両運行前後の目視による前後、前は分かりますけど、後はどういう意味合いがあるのでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 文字どおり、外に出て車を駐車し、その足で行政課に安全運転管理者の下で確認を行うということです。それが運転前後の後のほうです。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） 先ほど総務部長のほうからの答弁の中で、前日のやつが多少残っている可能性もあるし、それで運転に支障がないようであればという、ちょっと正確じゃないんですけど、ちなみに、先ほどちょっと言ったように、通常の食品に含まれている微量なものでも反応するんですね、多分同じものであれば。確か下4桁ぐらいまでのやつを拾ってくるんです。やっぱり道路交通法上の違反とされる数値はもう決まっているわけなんですけれども、市独自の基準というのを持って、ここよりは低ければよしとしましよとか、ここからはやはり法律上は問題ないにしても疑わしいのであれば運転はさせるべきじゃないという基準を持って運用されるのかを確認したいと思います。

◎総務部長（中村定秋君） 細かい運用については、またちょっと行政課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど私が申し上げたのは、運転の話じゃなくて、通常の業務はどうなんだという質問だというふうに理解して、そのようにお答えをさせていただきましたので、酒気帯び運転をさせるという意味ではありません。すみません。

◎行政課長（佐野 剛君） 法上は、酒気帯びは、御存じかもしれませんがけれども、0.15ミリグラム以上は酒気帯びということになっておりますけれども、お酒が入ったまま、残ったまま運転することは、法律上、車は運転できませんので、そこら辺は検知器だとか目視のほうで確認をしていきたいというふうに思っています。

◎委員（宮川 隆君） 法律上引っかかる数値まであったら、当然運転させるべきではないとは思いますが、やっぱり一定の基準というのは、数値的に検知器自体が数字が出るはずですので、どの辺をボーダーラインにするのかというのは一定決めていただいたほうが、管理する側としては、目視して大丈夫かどうかというのは、数値的にはどうも判断基準としては曖昧なような気もするので、今きっちりしたものが運用上決まっていなくてであれば、今後の課題として考えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎行政課長（佐野 剛君） 運用のほうは、9月いっぱいまでにはしっかり決めていきたいと思えます。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、1点だけ確認させてください。

車両運行前後に今行うということなんですけど、車両の定義を教えてください。要は自転車等は含まれるのかということを確認させていただきたいと思えます。

◎行政課長（佐野 剛君） 今回は、いわゆる自動車。自転車は含まれない。公用自動車のみになっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 総務費です。情報化管理費のほうもお聞かせください。

マイナンバーカード取得を前提として、J-L I Sから半分の特定財源があってということで、子育て15手続、それから介護の11手続についてオンラインでできるという形になってくるものだと思います。

それで、15手続、11手続というのは、主にどんなものがあるのか、少し紹介していただきたいと思えます。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず今回、ぴったりサービスで申請可能になる手続でございますが、子育ての関係で15手続、介護の関係で11手続の合わせて26手続になります。

細かい手続を御紹介させていただきますが、まず子育ての関係の15手続でございますが、児童手当等給付資格及び児童手当等の額についての認定請求、あと児童手当等の額の改訂の請求及び届出、それから氏名変更・住所変更等

の届出、受給事由の消滅の届出、あと未支払の児童手当等の請求、児童手当等に係る寄附の申出、児童手当に係る寄附変更等の申出、それから受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出、受給資格者の申出による学校給食等の徴収等の変更届の申出、それから児童手当等の現況届、それから支給認定の申請。すみません、長くなりますが、続きまして保育施設等の利用申込み、続きまして保育施設等の現況届、それから児童扶養手当等の現況届の事前送信、最後になります。妊娠の届出、この15手続となります。

次に、介護保険の11手続でございます。

まず、要介護・要支援認定の申請、続きまして要介護・要支援更新認定の申請、同じく要介護・要支援状態区分変更認定の申請、続きまして居住サービス計画作成依頼の届出、介護保険負担割合割合証の再交付申請、被保険者証の再交付申請、高額介護サービス費の支給申請、介護保険負担限度額認定申請、居宅介護福祉用具購入の支給申請、居宅介護住宅改修費の支給申請、最後に住所移転後の要介護・要支援の認定申請という11手続となります。

◎委員長（水野忠三君） ちょっと委員長からですが、項目が15、11と多いので、もし資料か何かでお示しできるのであればお願いできますでしょうか。項目だけでもということですが。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

後ほど資料として提供させていただきたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 今お聞きしたところでいきますと、いろんな申請だとか関わるものの手続かなというふうに思います。もちろんいろいろ面談によって調査しなきゃいけない部分も出てくるものですから、そういった分については引き続き変わらないような形でやっていくということによろしいでしょうか。

特に介護なんかは、高齢者はマイナンバー取っている人も多いのかもしれませんが、こういう案内についてはどのように周知していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、オンライン手続のみならず、これだけで終わるわけではございませんので、当然面談で必要な説明、手続が必要になる場合もございますので、併用といいますか、そういったところは丁寧にしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

また、周知ですけれども、広報紙、ホームページ等、あといろいろな会議、機会あるごと、こういったオンライン申請について周知を図ってまいりたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） 今ので関連なんですけれども、この手続の中には、さっき面談による調査も必要なものが出てくる。それから、あと添付書類の量だとか種類だとか必要なものもあると思います。オンラインだけで完結するものの手続というは、この中で何種類ぐらいあるんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君） 最終的にオンライン手続のみだけで手続が完了するのがどれだけあるというのは、ちょっと申し訳ない、把握はしておりませんが、今後オンライン手続を進めていく中で、できる限りオンライン手続で可能なものを順次手続を進めていく状態になりますけれども、その点については、また周知啓発するときに、しっかりと皆さんに御説明していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 今いろいろ質疑されています件で、それぞれ手続、申請などが、従来の紙ベースからデジタル化になるということで、その効果が事前の説明資料によると、住民の利便性と事務手続の効率化を図ることができると書いてあるんですが、それでは職員の事務負担の軽減というのは、こうすることによってどの程度を見込むことができるのか、そのところというのは試算はされてみえるでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君） まず、職員の負担軽減につきましては、オンライン手続の申請がある場合については、やはりオンライン申請だけで一定の申請行為が終わりますので、その分、効率的な事務につながるものというふうに考えております。ただ、やはり面談して必要な、オンライン手続のみで終了できない事案もございますので、そういったときには少しオンライン申請と併用した形での対応が必要になってくるというふうに考えております。

また、今回こういったオンライン申請が進むに当たっては、やはり職員の今後のこのオンラインシステムの運用管理といった部分で、まず費用面、あと担当職員のメンテナンス作業等については、今後必要最小限の形になるものというふうに考えております。

◎委員（梅村 均君） ちょっと幾つか確認したいことがあるんですけど、取りあえず岩倉市におけるマイナンバーカードの交付状況を教えていただけないでしょうか。

◎協働安全課統括主査（夫馬拓也君） 現在の岩倉市におけるマイナンバーの交付状況につきましては、令和4年5月末現在、マイナンバーカードの交付枚数は2万980枚で、人口に対する交付率は43.6%と担当のほうからは聞いております。以上です。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

続いて、当初示されている26の手続の中で、既にオンライン化されているものもあると思うんですけど、こういったようなもので実際申請件数の現状はどのようなのでしょうか。

◎協働安全課統括主査（夫馬拓也君） 御質問あった手続ですけれども、今現在、妊娠の届出書、児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定請求などの子育て関係で現在9手続。要介護・要支援認定の申請などの介護関係の手続で5手続。あと、罹災証明書の発行申請の被災者支援で1手続で、計15手続について、今現在、既にオンライン化されているというものでございます。

また、令和3年度の申請件数については、18件となっております。以上です。

◎委員（梅村 均君） 18件ということで、確認させていただきました。

あと、こういったオンライン申請の事業を進めていく中で、こういった国のツールを利用するケースとか、あと自治体独自で構築するやり方とか、民間ツールの利用型とか、いろいろこれまで方法があるようなんですけど、岩倉市としては国のツールの利用連携ということでみえますけれども、こういうオンライン申請のやり方というのはどんなふうなやり方で進めていこうというのを考えがあれば聞かせていただけないでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今、御質問がございましたとおり、いろいろなツールがこのオンライン申請等で今後使われていく利用されていくというふうに考えております。

現在、本市におきましては、あいち電子自治体推進協議会、こちらに今共同利用を運用しております電子申請届出システム、こういったものを今、有効に活用させていただいている状況でございます。

ただ、今後、国を中心としたマイナポータル等利用した電子申請が進む中、今後いろいろなツールが利用できると思いますので、費用対効果、また市民の利便性が効果的なもの、そういったものをしっかりと総合的に検討して、整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎委員（梅村 均君） もう少しすみません。

あと、国からの申請管理システム等の構築に関する標準仕様書ですけれども、この仕様書がまだ完璧でないというようなことも聞いたりして、あまり先行し過ぎますと費用がかさんでしまような自治体もあるというような、ちょっとそんな話も聞いたんですけど、このタイミングで本当にいいのかどうかというところ心配であります。何か標準仕様書の関係で情報があればお

聞かせただけでないでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今、御質問であった先行して少し損害というようなお話の自治体があるというようなことですが、ちょっと私ども把握ができておりませんで申し訳ございません。ただ、そういった先行して勝手に改修等行うというのは、やはりそういったデメリットがございますので、本市としては、しっかりと構築事業者と仕様書等、内容を情報共有して、適切に構築を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

続いて、歳入にちょっと関係しますが、デジタル基盤改革支援補助金がもらえるということでありまして、主なもらえる要件をちょっと確認させていただきたいと思っております。

この15の手続を令和4年度末までにつなげばもらえるのかなというところかとも思いますが、違っていただければいいので、その辺お聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今回、国からの補助金につきましては、デジタル基金改革支援補助金ということで予定をしております。

こちらの補助金につきましては、2022年度末、今年度末までにマイナポータルへの接続に当たっての機器設置、あと連携に必要な連携サーバー等の設置を行うということ、あとその機器類の設定等に要する経費について、補助率で2分の1補助をしていただくものでございます。

要件といたしましては、今年度末までに今言った機器の整備、あとマイナポータルへの接続を完了するというのが要件となっておりますので、それからあと子育て及び介護に係る手続、こちらがオンライン接続が完了するというのが要件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 一応あと2つだけ、すみません。

子育て15手続の中で、児童手当等の現況届については、原則廃止になるようなことも聞いているんですけど、この手続についてはどのようにされていくのか、考えがあればお聞かせください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

児童手当の現況届につきましては、既に今もオンラインで出させていただくことは可能となっておりますが、今御質問にありましたとおり、現況届を省略できるというような通知が来ているということは承知しております。担当課のほうも確認をしております、ただ一部やはりオンライン手続ではできな

い、例えば住民基本台帳上でどうしても住所等確認できない場合もあるということで、そういった場合は、現状の現況届の提出が必要になるということもございますので、システムのオンライン手続についてはできるようにして、今の現状を継続してまいりたいと考えております。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

あと、このオンラインの接続完了後、ランニングコストの見込みなんかが分かれば教えていただけないでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今年度、構築を完了して来年度以降の必要な費用につきましては、システム使用料、あと保守費用、合わせて大体年間170万円程度を見込んでおります。

◎委員（木村冬樹君） 今、説明をずうっと聞いてくると、ちょっと分からなくなってきたのが、いわゆる令和7年度までに情報システムを国のものに標準化していくということで、ガバメントクラウドを活用していくというような方向は持ち合わせているものとは、これは別のものというふうに見えていいんですかね。その辺だけちょっと教えてください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

これは、標準化、共通化とはまた別の取組事業になりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 児童手当の現況届のところの説明で、ちょっと1点だけ教えてください。

住民基本台帳で確認できないという事例があると。それというのは、住民基本台帳に載っていない方が存在するということを行っているということでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

ちょっと説明不足で申し訳ありません。

例えば、DV関係の方とか、そういった特殊な理由がある場合ということでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款2総務費についての質疑を終結します。

続いて、款4衛生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） がん患者医療用補正具購入費の補助金のところですけれども、医療用のウィッグや乳房補正具を購入する際の費用の2分の1、上限2万円を補助しのところで、この医療用のウィッグというのは、医療用のウィッグだけなんでしょうか。ちょっとその辺を聞きたいです。

◎健康課統括主査（小川 薫君） 医療用かどうかに関わらず、がん治療の副作用が理由で脱毛補正するためのウィッグであれば、補助の対象というふうに考えております。よろしく申し上げます。

◎委員（榎谷規子君） 新型コロナワクチン接種事業についてお伺いします。今回、また国が10分の10で4回目のワクチン接種をとということの予算なんですけど、やはり2回目、3回目のワクチン接種での副反応があまりにも体調が悪く大変だったので、とても4回目はやりたくないという市民の方の声をよく聞くわけなんですけど、国は4回目接種ありきで、3回目接種した人たちに、まずは抗体検査をきちんと抗体ができていくかどうかという検査をまずしてというような考えとか、そういう予算に回すみたいなどころは全然ないんでしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 抗体検査の結果によって接種を判断するという考えについては、国のほうからは何も示されておられません。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと戻ります申し訳ないです。

がん患者医療用補正具購入費補助金について私もお聞かせください。

説明資料によりますと、医療ウィッグ15件、乳房補正具5件という積算根拠になっていますが、これはどのようにして数値を出したのかお聞かせいただきたいと思っております。

◎健康課統括主査（小川 薫君） 愛知県が支援事業費の補助金の予定件数を算出する際に、平成29年に新たにがんと診断された罹患者数に助成事業を既に実施しているほかの自治体の対象割合というものを算出しております。その対象割合を基に、岩倉市のがんの罹患者数に乗じて算出してしております。

乳房補正具のほうにつきましては、愛知県の対象割合を基に算出しますと、2人というふうになるんですけど、既に3件ほど問合せがございまして、その3件合わせまして5件というふうな数字にしております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

県がそういう指数というのがあってということで、平成29年度の患者数に対してその指数を考慮を入れて計算するという形だと思っております。

それで、県費の補助ですけど、これは期限が何か設けられているものなの

かどうか、期限なしでずうっと実施できていくものなのか、こういった点について現状をお聞かせいただきたいと思います。

◎健康課統括主査（小川 薫君） 県から示されている要綱では、実施期限については定められてはおりません。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

引き続きやれるということで、喜ばしいことだと思います。

じゃあ、私もワクチンのほうでお聞かせいただきたいと思います。コールセンターの業務委託料が引き続き委託するということが計上されています。それで、ワクチン接種も相当日にちがたってきて、電話の問合せだとか相談だとかがどういう状態なのかなというところが少し落ち着いてきているのかなという思いもあるわけですけど、実際どうなのかなというのが分かりませんので、コールセンターの中での電話の問合せ、相談について現状どうなのかな、また保健センターにかかってくる電話なんかも減少しているのかな、こういった点について少し実態をお聞かせいただきたいと思います。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） コールセンターへの利用件数ですけれども、令和3年度は約2万7,000件ございました。令和4年度に入りまして、4月は820件、5月は約500件というような状況になっておりますが、今後、第4回目の接種に向けて、60歳以上の方への接種券の発送をしていきますので、そうしますと高齢者の方たちはコールセンターのほうで問い合わせ、あるいは予約のほうをする人数も多くなってくるのではないかと考えております。

コールセンターのほうがつながりにくい場合は、やはり保健センターのほうに連絡が入りまして、問合せ等も保健センターのほうで行っておりますし、あと予約の支援も引き続き今もやっておりますので、保健センターのほうも支援をしているというような状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 保健センターのほうの電話対応という業務については、あまり変わっていないという状況なんではないでしょうか。労働の実態と申しますか、時間外勤務手当が非常に増額が繰り返されてきたものですから、ちょっと心配をしているんですけど、その辺の実態はどうなんでしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） やはりコールセンターのほうの問合せの件数が低い場合はコールセンターで対応ができておりますので、それを考えますと保健センターへの問合せは以前よりは少なくなっているのかなというふうには思います。

◎委員（堀 巖君） ワクチン接種の関係でお聞かせください。

さっき梶谷委員のほうから重篤者の質問がありましたけれども、まず国全

体の副反応を含め重篤者数、それから死亡者数、厚生労働省が発表している数値で構いませんので、つかんでいる数字をまず直近で教えてください。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 今ちょっと数字のほう持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

◎委員（堀 巖君） じゃあ後ほどでお願いします。

含めて、その中で岩倉市の副反応の現状をどのように報告をされているのかというのはつかんでみえるのでしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 数字は把握しております。こちらの数字のほうも今申し訳ありません、資料を持ち合わせておりませんので、正確な回答できませんので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 厚生労働省のほうで2回接種した人に対する感染率、感染者の数を統計上算出する区分を間違えて上げていたりということで、年代によっては2回接種した人のほうが感染する率が高くなっているという年代が統計上のミスがあったというニュースを見たんですけれども、そのことについては当局は把握していますでしょうか。

◎健康課専門員（城谷 睦君） 厚生労働省から発表されている接種回数による感染者の状況につきましては、データの集計の方法を変えましたといった情報のほうは把握させていただいております。

◎委員（堀 巖君） その上で、前回の議会でも5歳から11歳のワクチン接種に関して慎重にということ、いろいろ議論をしたと思うんですけれども、5歳から11歳以外でも今の現状で、いろいろな副反応のデータであるとかいろいろな研究が進んでいる中で、市の姿勢としては、やはりこれまでどおり国の勧奨にのっとって、国の方針にのっとって勧奨を進めていくという全く変わらない方針でよろしいのでしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 国の方針にのっとって行っていく考えであります。

◎委員（大野慎治君） ちょっと1点お聞かせください。

積算根拠の中で、コールセンターの業務委託料の中で、今までも行っているのに、また執務スペースの整備一式で368万1,000円かかる、この根拠というのは何でしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 当初予算のほうでは、コールセンターの使用を7月までとしておりました。今回、9月まで実施期間がなっておりますので、また4回目の接種も始まったということで、2か月間コールセンターを延長したものの補正になっております。

◎委員（片岡健一郎君） ちょっと戻ります。がん患者医療用補正具購入補助金についてお伺いします。

こういった補助金ができること、すごくいいことだと思っています。ただし、こういった補助金をがん患者になられた方に使っていただくというのがすごく重要かなと思っています、周知が非常に重要かなと思っています。通常の広報とかほっと情報メールやLINEを使った周知というのはされると思いますけれども、併せて、例えばですけど医師会とか、また医療機関、そういったところへの周知のお願いというか、そういったことも今考えられているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） そうです。ホームページとかメールのほうは行っていきます。そして、やはり一番、医療となっていくと病院等の関係もすごく深くなっていきますので、医師会等とのまた情報提供は考えさせていただきます。

◎委員（梶谷規子君） 先ほど堀委員の質問に対して、副反応の数字は今持ち合わせていないけれども、把握していると御答弁だったんですが、副反応があった人からのアンケートとか取られたんですか。実際、私、熱出たけれども何も報告していないので。そういう把握はどのような形で把握されていたのかお聞かせください。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 副反応、こちらのほうが把握している数字というのは、医療機関のほうから保健所のほうに申請があったという方たち。県のほうに報告されますと、あと専門機関のほうに報告されますと、最終的には市のほうに副反応の報告がありましたという情報提供がございます。その情報提供をもって市の把握をしている状況でございます。

◎委員（宮川 隆君） 度々戻ってすみません。

がん患者医療用補正具購入費補助事業の部分でお聞きしたいというふうに思います。

説明資料の中で、がんと診断され、がんの治療を受けている者という説明がされています。これって申請に当たって、医療機関からの何らかの証明書というのは添付が必要になってくるのでしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 申請に必要な証明書ということですが、治療を受ける際に治療方針の計画書とか示されます。そういったものの計画書の写しを提出していただいたりとか、あと抗がん剤の治療等になってきますと、お薬手帳のほうにまたその記載がされてきますので、そのお薬手帳でこういった薬物が使われているのかとい

うところを確認して、写しをまた提出していただいて、確認をするというような形を考えております。

◎委員（宮川 隆君） もう一点ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

治療中に髪の毛が抜けたりだとかということによつてのウィッグの必要性があるというふうに思います。

裏を返せば一定の治療が終わった時点で、多くの方は髪の毛が生えてくるということなんですけれども、乳房切除なんかをした場合、これはずうっと続くわけです。現に治療が終わった、もしくは大体5年ぐらいでしたっけ、経過措置が終わった後でも乳房が戻るわけではありません。どの辺までを申請の対象とし得るのかということをお聞きしたいと思います。

◎健康課統括主査（小川 薫君） 申請のほうはウィッグで1回、乳房補正具で1回というふうになるんですけど、例えば3年前にがんを発症しましたと、今も治療が続いているという方につきましては、4月以降の購入であれば補助の対象として考えておるところであります。

◎委員（宮川 隆君） それは、経過措置を含めて一定期間までは範囲として認めますよと。医療機関に治療にかかっている期間は、そこまでは対象としてみるということによろしいのでしょうか。

◎健康課統括主査（小川 薫君） 例えば、過去にがんを発症して、今は医療機関には通ってはいないんですけど、例えば乳房の切除で変形してしまったとか、そういった方も対象というふうには考えております。

◎委員（大野慎治君） すみません、もう一回新型コロナワクチン接種事業でお聞かせください。

先ほど、執務スペース整備一式、2か月間延長するというところで360万でしたけど、これって賃料なんですか。これは何のお金なんのでしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 事務所の賃貸料と、あとそれから電話料金がございますので、それも含まれての金額になります。

◎委員（大野慎治君） 先ほど9月までの延長だと言われましたが、4回目の接種は9月までで完了する見込みだということで、この予算計上なのでしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） 今回4回目の接種において、国のほうから指示が出ております。その指示によりますと、9月30日までという期間が示されております。

◎委員（堀 巖君） 今の説明でちょっと、執務スペース整備一式という

368万1,000円の中に、賃貸借料は幾らなんですか。ひと月幾らで2か月分。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） ひと月30万円、今回ふた月ということで60万円となります。

◎委員（堀 巖君） それ以外の整備は何があるんでしょうか。電話代だけですか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） パソコンのレンタル費、それから電話機台、それから回線使用料等になっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 申し訳ありません、保健センターの施設管理費の備品購入の関係でもお聞かせください。

保健センターがつくられて相当たってきた、保健センターでやる業務は予防接種なんかも含めてどんどん増えてきているという状況だというふうに思います。それで、今回、執務スペースを2階にも設けるということでありますけど、2階の使用についてはどういった形になっていくのかというのを少し教えていただきたいなというふうに思います。

例えば、保健師さんたちもそこにも分散してデスクが置かれたりという形になってくるのかどうかという点についてお聞かせください。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（原 咲子君） この4月から助産師3人を2階の会議室、事務所のほうに配置をしまして、妊婦、それから産婦、それから乳児さんの相談と、あとそれから訪問指導等の業務に当たってもらっています。

保健師の配置というところの点については、保健師のほうで2階のほうに張りついてしまいますと、保健センター全体の事業にも支障が出るのではないかとということで、今のところは保健師の配置は考えておりません。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款4衛生費についての質疑を終結します。暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、質疑を再開いたします。

続いて、款7土木費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） 今回、駅東のロータリーにある時計の修繕ということで、修繕費が不足したのだという補正になっているというふうに思います。

修繕に当たって、比較的時間がかったのかなと認識しています。これは

予算上の問題なのか、それともちょっと特殊な部品だったから、調達に時間がかかったのかという部分はあると思うんですけども、1つのムーブメントからギアを通じて3面ある時計の面を同一表示をさせるためのそういう形になっているのかなというふうに推測するんですが、現在、電波時計なんか結構普及しています。見た目よりも多分市販のものより大きい径を持っていると思うので、簡単に手に入るかどうかというのは分からないんですけども、3面の時間をそのまま一定管理するというのであれば、電波時計のほうが管理上、今後楽なんじゃないのかなと思ったんです。そういう面を言いますと、今回の修繕に当たって、個々の電波時計というものはめ込んでいくという想定はなかったのか、また今後のこういうことの修繕に当たって、そういう新しい技術の進歩によって、単価が下がってきたものをどういうふうに購入するのかというのを検討していくのかという部分に関してのお考えをお聞きしたいと思います。

◎維持管理課長（田中伸行君） まず、電波時計の件なんですけれども、既にもともとついているやつがGPSの衛星から受信してキャッチするものでしたので、既にそういう仕様の時計ではありました。今回、同じものを設置させていただいたんですけども、今おっしゃられるとおり、今度替えるとき、当然また新しいものができている可能性もございますので、そのときには最新のもので維持管理しやすいものを設置していこうというふうに考えております。

◎委員（梅村 均君） 今回、時計の修繕が行われまして、あと今年度どのような修繕が見込まれているか、こういった予算は緊急用なのか、その辺りをお聞かせください。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） 日常管理の修繕のほか、駅西広場にありますエレベーターにおける耐用年数超過の部品がありまして、その取替えを特定修繕として予定しております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 岩倉駅東というと岩倉の顔でありまして、いつ時計の状態が悪かったのを御理解いただけたのか、その辺の修理まで至った経緯をお知らせください。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） 時計の状態につきましては、週に1回のパトロールで時間が合っているかどうかを確認はしているんですけど、最初に異常を発見しましたのが年明けの1月に、まず3面あるんですけど、全部が同じ表示の仕方をするわけではなくて、三角柱の真ん中に中央制御装置が入っておりまして、そこからそれぞれ独立の系統で時間調整ができるような

仕様になっております。

まずは、1月に1面が狂い出しました。2面、3面と狂い出してきました、全部狂い出したのが3月の末ということでありまして、その間に直し方とかいろいろ研究したりして、先ほど宮川委員が御質問いただきました中の件で、ちょっと対応が遅くなってしまったところがございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款7土木費についての質疑を終結します。続いて、款9教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 学校教育費の小学校施設改良費の中の岩倉東小学校南館屋上防水等改修工事設計委託料についてお聞かせください。

一応毎年点検をしているということで、もしこんな緊急修繕しなきゃいけないものがあるんだったら、DとかEという判定がなきゃいけないんですが、そのような報告は受けていない段階で、どうしてこのような緊急的な設計委託料に至ったのかお聞かせください。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 毎年度職員による施設の点検においては、今回南館の2階の教材室から漏水、そこが主にというところから出てきておりました。

ただ、昨今、最近では南館2階の今言った教材室だとかその手前の廊下、それから南館の階段の踊り場だとか北館への渡り廊下等も、そういった複数の箇所、常時ではないんですけれども、台風時だとか雨の激しいときなどに時折漏水するということが確認できてきております。

本来であれば、再配置計画案等もある中で、大規模改修時に合わせて、もともと南館やなんかは校舎の減築をするという方針もありまして、直ちに屋上防水工事をすることが一定非効率でもないかというような、庁内のそういった検討もある中で、年度末に再配置計画案の改定がされまして、そこで南館の減築方針が大規模改修時ではなくて、改築時というふうに変更されたということもある中で、昨今の漏水状況を踏まえて、緊急に対応していく必要があるというふうを考えまして、補正予算での対応としております。

◎委員（大野慎治君） そうすると、今までの点検結果でもまだ最新の点検結果でも、DとかEをつけてなきゃだめだったんですよ。Cとか、DとかEだったら僕分かるんです。緊急修繕工事というのが。どういったところでそういうふうになるのか。僕も本当は大規模修繕工事を前倒ししてもやるべきだと、一緒に、国庫補助金頂いた上でやるべきだと僕は思うんだけど、令和

9年度に大規模修繕工事計画しますが、そこまで本当だったら前倒して実施するべきではなかったのかなと思います。

あともう一点、今回設計委託料が計上されていますが、工事はいつぐらいに計画をしているのでしょうか。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 今回の6月補正予算で設計費を計上しまして、その結果を踏まえまして、できれば12月補正予算で工事費の計上をしたいというふうに思っております。

工事につきましては、2月頃から6月頃までの約5か月間程度を見込んでおります。

◎委員（木村冬樹君） 確認ですけど、同じところで東小学校の南館といいますと、やはり3階部分のアスベストなんか気になるわけですけど、今回の漏水なんかで何か影響が出ないかどうか、全く別の地点なのかどうかということも含めて、少し教えてください。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 今回の漏水箇所につきましては、今おっしゃられた3階の部分ではなくて、それ以外の2階部分の屋上防水と一部外壁、南面の外壁のクラック等、そういったところが原因で漏水しているというふうに考えられておりますので、3階部分は今回の対象外にもなっております。

◎委員（大野慎治君） 4年か5年ぐらい前、議会で東小学校へ点検に行ったとき、北館の北側から大雨のとき漏水しているという報告が受けていますが、今回一緒に直すのでしょうか。

◎学校教育課主幹（酒井 寿君） 今回、北館については、対象にはなっておりません。一部漏水のお話については、特に最近では特に上がってきていない状況でございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款9教育費についての質疑を終わり、歳出のついての質疑を終結します。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは、休憩を閉じ、質疑を再開いたします。続いて、歳入についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、歳入についての質疑を終結い

たします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第46号「令和4年度岩倉市一般会計補正予算（第4号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第46号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。